

伊豆市地域公共交通会議の役割について

1. 地域公共交通会議とは

「地域公共交通会議」とは、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう協議するための会議です。また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域の実情やニーズに応じた住民の生活に必要な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項などについて、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成 18 年 10 月の改正道路運送法に位置づけられています。

2. 地域公共交通会議での協議事項及び合意することの効果

協議事項・地域の交通ネットワーク全体の維持・発展

- ・地域にとって必要な路線の運行形態、運賃及び料金、営業区域、使用車両、運行時刻等
- ・民営路線バス退出申入れへの対応

合意効果・路線定期・路線不定期・区域運行のうち、適切な運行態様を選択できる

- ・許可等の標準処理期間の短縮化
- ・運賃認可の届出化

3. 伊豆市地域公共交通会議設置の趣旨

伊豆市は住民サービスの低下を避けるため自主運行バスを中心に高齢者、学生等の生活の足を確保しています。しかし、広い面積を有し各集落（洞）に道路が枝分かれしている伊豆市の地形は、路線等の合理化が難しく、経費が非常にかかるという問題を抱えています。また、公共交通の空白・不便地域の解消や路線廃止等が懸念される不採算路線バス路線への対応など、地域における公共交通ネットワークのあり方が改めて問われています。

これらを踏まえ市民の生活交通確保の具体的な対応策を検討することを目的に、平成 24 年 8 月に伊豆市地域公共交通会議を設置しました。

また、平成 28 年度に「将来にわたり持続可能な交通ネットワークの構築」を目的として計画策定及び事業を実施していくため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」としての位置づけを付加し、伊豆市生活交通ネットワーク形成計画（伊豆市地域公共交通網形成計画）を策定しました。これにより地域公共交通の維持確保・向上について構成員相互に連携協働し、検討を進めていきます。

4. 法定協議会とは

地方公共団体は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（平成 26 年の改正により地域公共交通網形成計画の策定ができるようになった）の規定に基づき、網形成計画の策定及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することが出来ます。協議会は、計画を策定するだけでなく、これからの公共交通再編を推進していく上での「推進本部」となります。また、網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者については、計画の作成・実施に関する協議に応じなければならないという「参加要請応諾義務」、メンバー全員に協議会における「協議結果の尊重義務」があります。

○地域公共交通網形成計画とは

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催し、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載します。

○地域公共交通再編実施計画とは

「マスタープラン=交通網形成計画」を実現するための実施計画の一つです。

5. 伊豆市地域公共交通会議の構成員とその役割

構成員	主な役割
市町村（伊豆市）	○地域住民の移動手段確保に対する責任者 ○地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
都道府県（静岡県）	○広域的な視点からの指導・助言 ○複数市町村の取組みに対する調整
地域住民・利用者	○利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画への参画 ○地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者	○交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	○運転者を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案 ○労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	○地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	○交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
運輸局・運輸支局	○先進事例等、各地での取り組みの情報提供 ○地域の公共交通のあり方に関する指導